

福井大学医学部附属病院医学研究支援センター運営委員会要項

〔平成 27 年 4 月 23 日〕
病 院 長 裁 定

(趣旨)

第 1 この要項は、福井大学医学部附属病院医学研究支援センター要項（平成 27 年 4 月 23 日 病院長裁定）第 6 第 2 項の規定に基づき、福井大学医学部附属病院医学研究支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 委員会は、福井大学医学部附属病院医学研究支援センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 研究・開発推進部長及び治験管理部長
- (3) 検査部長
- (4) 放射線部長
- (5) 診療科長 若干名
- (6) 薬剤部長
- (7) 看護部長
- (8) 病院部長

2 前項第 5 号に掲げる委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第 4 前条第 1 項第 5 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(委員会の成立)

第 6 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第 7 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8 委員会の事務は、病院部総務管理課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 福井大学医学部附属病院治験・先進医療センター運営委員会要項(平成19年4月1日病院長裁定)は、廃止する。